

# 畜産会 経営情報

NO.

438

令和 8 年 5 月 20 日

公益社団法人 **中央畜産会**  
Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田 2 丁目 16 番 2 号 第 2 デーアイシービル 9 階  
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890  
URL [https://jlia.lin.gr.jp/business/manage\\_info/](https://jlia.lin.gr.jp/business/manage_info/)

## 主な記事

### 1 畜産リノベ情報

#### 畜産 ABL に関する金融機関調査の結果について②

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

### 2 畜産リノベ情報

#### クイック融資メニュー（家畜疾病経営維持資金）について

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

### 3 お知らせ

#### 各種交付金単価の公表について

## 1 畜産リノベ情報

### 畜産 ABL に関する金融機関調査の結果について②

(公社) 中央畜産会 資金・経営対策部

#### 令和5年度～令和7年度調査について

中央畜産会では、畜産動産担保融資（asset-based lending。以下、「畜産 ABL」という。）の推進を図るため、これまで金融機関をはじめとする関係者の方々の協力を得て、「畜産 ABL の円滑な導入・定着のためのマニュアル」や、畜産 ABL に関するパンフレット等を作成・配布するとともに、その活用促進に努めてきたところである。

令和 5 年度から令和 7 年度においては、独立行政法人農畜産業振興機構の助成を受け、畜産 ABL を利用できる環境整備を進めるために畜産動産担保融資活用支援事業を実施

し、銀行、信金、農協等金融機関における畜産 ABL の現状把握、課題の洗い出し、解決方法の検討、現地調査等による事例の収集・蓄積等を行った。

この結果については、令和 7 年度畜産動産担保融資活用支援事業「畜産 ABL 事例集（取りまとめ版）」（令和 8 年 2 月）に掲載しているが、調査のポイントとなった①担保評価の方法、②モニタリングの実施方法、③デフォルト時の対応（家畜の処分）の事例について紹介したい。

令和5年度調査

令和5年度の畜産ABLに関するアンケート（以下、「アンケート」という。）では、合計846金融機関（銀行等278、農協系統568）を対象に調査を実施し、回答のあった538金融機関（回収率63.6%）のうち、畜産ABL融資を取り扱っていると回答があったのは69金融機関であった（表1）。

(表1) 金融機関別調査数

金融機関	配布数	回答数	回収率 (%)	畜産ABL取扱機関
銀行等	278	194	69.8%	29
農協系統	568	344	60.6%	40
計	846	538	63.6%	69

このうち半数以上の金融機関が、畜産ABLの取扱いにあたり、①担保評価の方法、②モニタリングの実施方法、③デフォルト時の対応（家畜の処分）、④これら全般的にノウハウが無い、といった課題があることがわかった（表2）。

令和6年度及び令和7年度調査

令和5年度のアンケートの結果を踏まえて、令和6年度及び令和7年度においては、①担保物件に関する評価方法、②バックアップスキームの構築割合が低い背景や構築する上での課題、③評価額と処分額、家畜の担保価値を維持するための方法やデフォルト時の

(表2) 機関別の畜産ABLの取組方針と取り組んでいない理由

今後畜産ABLに取り組む可能性	畜産ABLに取り組んでいない理由							
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	
<b>農協系統</b>								
融資案件、借入相談等が具体的に出来れば検討	65	32	3	38	25	33	19	7
現状では取り組む予定はない	224	104	24	108	100	75	95	36
銀行等	100%	46.4%	10.7%	48.2%	44.6%	33.5%	42.4%	16.1%
<b>銀行等</b>								
融資案件、借入相談等が具体的に出来れば検討	53	29	6	27	16	17	10	0
現状では取り組む予定はない	110	69	31	75	56	46	20	0
合計	100%	62.7%	28.2%	68.2%	50.9%	41.8%	18.2%	0.0%
融資案件、借入相談等が具体的に出来れば検討	118	61	9	65	41	50	29	7
現状では取り組む予定はない	334	173	55	183	156	121	115	36
合計	100%	51.8%	16.5%	54.8%	46.7%	36.2%	34.4%	10.8%

- ① 管内に畜産農家が少なく、融資案件の見込みがないため
- ② 畜産ABLに取り組んだとしても、導入にかかるコストのほうが大きく、費用対効果が乏しいため
- ③ 担保の評価や処分方法のノウハウ等有していないため
- ④ 組織内に畜産ABLに対応できる人員がないため
- ⑤ 顧客（借入者）から借入相談等がないため
- ⑥ 他の資金で十分対応可能なため
- ⑦ 預託事業があるため

〔畜産ABL融資〕に関するアンケート調査結果報告書（2024年3月）より抜粋

実態等について、実際に畜産 ABL や担保処分を行った金融機関へヒアリング調査を行った。

### (1) 畜産 ABL 実態・モニタリング調査

令和6年度及び令和7年度において、4銀行、2信金、1信組、4農協の計11機関から畜産ABLの実態についてヒアリングを行った。

#### ① 担保評価について

担保評価については、外部委託する場合と自行で行う場合があり、評価額は家畜の導入時の価格に育成費（飼料費）を加えて掛け目を掛けるケースや市場平均出荷額に掛け目を掛けるケースなどがあった（表3）。

(表3)

金融機関	担保評価の方法
A銀行	外部委託（自行で行う場合あり）して、掛け目をかける
G銀行	飼養期間、飼養費用（素畜費＋飼料費）を基に算出
B信金	（仕入価格＋飼料費）×掛目50%
C信組	食肉会社が市場平均出荷額で評価、信用組合が掛目60%評価
D農協	乳牛の市場価格を参考に評価
M農協	評価額は立証が難しく「添え担保」として評価額はゼロ

#### ② モニタリングについて

畜産 ABL と他資金の融資における実地確認・モニタリング面を比較すると畜産 ABL の頻度が高い（表4）。

金融機関では、モニタリングの頻度を高め、畜産経営者と意思の疎通を図ることにより、経営悪化等の異常に早く気付くことができ、早期の経営破綻防止策の検討（債務不履行（デフォルト）リスクの回避）を可能としている。また、借入者側にとっては、金融機関とコミュニケーションが取れることによ

て必要な資金を調達したいときに円滑な資金融通も可能となる。

(表4)

A銀行	他の融資では実地確認、モニタリングはしない
B信金	頻度が多い
C信組	協定先にて月次で行う
D農協	現地確認、市場販売確認、個体識別確認を行う
E銀行	ABL の場合は実査、毎年評価換えを行う
F銀行	頻度や項目が増加する
G銀行	畜産業者に応じて1年毎、6ヵ月毎（現地調査3ヵ月毎）
H信金	モニタリングは月1回、翌月にはローンレビューを提出
I農協	細かな確認内容となる
K農協	変わらない
M農協	担保実査などの回数は増える

また、正常時のモニタリングと経営悪化等を把握した以降のモニタリングを比較すると、ほとんどの金融機関でモニタリングの回数を増やしている。以下は、D農協の例であるが、経営悪化等を把握した以降、決算書の確認以外、モニタリングの頻度を高めている。

#### 【D農協の例】

関係書類等報告	確認事項	正常時	経営悪化等を把握した以降
○経営面	決算書確認	年1回	年1回
	資金繰り	3ヵ月1回	月1回
	負債の増減	3ヵ月1回	月1回
	販売成績	3ヵ月1回	月1回
	その他		
○飼養面	頭数増減	2ヵ月1回	月1回
	異常の有無	2ヵ月1回	月1回
	飼養状況	2ヵ月1回	月1回
	繁殖成績	2ヵ月1回	月1回
	肥育成績	2ヵ月1回	
	その他		

現地調査	確認事項	正常時	経営悪化等を把握した以降
○経営面	決算書確認	年1回	年1回
	資金繰り	3ヵ月1回	月1回
	負債の増減	3ヵ月1回	月1回
	販売成績	3ヵ月1回	月1回
	その他		
○飼養面	頭数増減	2ヵ月1回	月1回
	異常の有無	2ヵ月1回	月1回
	飼養状況	2ヵ月1回	月1回
	繁殖成績	2ヵ月1回	月1回
	肥育成績	2ヵ月1回	
	その他		

モニタリングの分析結果を事業者へフィードバックしている金融機関は6機関で、このうち4機関では経営改善に結びついていると回答しており、モニタリングは経営改善にも有効であることがわかる（表5）。

(表5)

分析結果を事業者へフィードバックしているか	している6機関 (2銀行、1信金、3農協)	していない4機関 (2銀行、1信金、1農協)	無回答1機関 (1信組)
分析結果のフィードバックにより経営改善に結びついているか	結びついている4機関 (1銀行、3農協)	結びついていない2機関 (2信金)	無回答5機関 (3銀行、1信組、1農協)
分析結果を事業者にフィードバックすることについて問題点があるか	ある1機関 (1農協)	ない7機関 (3銀行、2信金、2農協)	無回答3機関 (1銀行、1信組、1農協)
問題点がある理由	当組合の作業時間の確保が大変		

債務不履行（デフォルト）防止のため、特に心がけている或いは畜産農家を指導していることについて（表6）

(表6)

D農協	・経営改善対策チームによる指導
G銀行	・定期的なモニタリングによるリレーション強化 ・決算時の業況確認
J農協	・営農担当者が肥育上の指導、資金上の確認を行い一頭当たり負債額が高額になっている場合、面談と経営診断を行う
K農協	・生産性向上のための増頭対策や疾病対策、繁殖改善に向けた指導 ・労働力対策、後継者対策
M農協	・指導班体制を整え技術指導巡回及び資金面の管理を徹底 ・定期的な実績検討会を開催し改善点等を本人、JA指導班にて共有し解決に向けて取り組んでいる

関係機関と連携したバックアップスキームについて（表7）

(表7)

	スキームの有無	スキームの内容
A銀行	有	・担保牛管理、経営破綻等（バックアップ）を全国肉牛事業協同組合が実施
D農協	有	・畜産担当者等が業務の一環として市場等に運び売却する
G銀行	有	・対象動産を処分するときは、取引先の販売先や仕入れ先等への売却 ・当行取引先への売却 ・同業者への事業売却（M&A）等適切な方法を選択する
J農協	有	・全部売却して経営中止するが、処分するまでは他の農家（管理料支払）、JAが飼養する
K農協	無	・離農時の状況は様々である為に、その都度スキームを構築して対応する
M農協	無	—

【関係者のサポートが得られなかった場合の対処】

- ・本人や親族、近所の同業者へ依頼（K農協）
- ・家畜以外は債務者の意向も考慮し進めているが、JAに依頼があった場合は関係部署と連携を取り進めている。または、町村へ協力を依頼する（農地売却等）（M農協）

### ③ デフォルト時の対応（担保処分）について

畜産担保換価処分の実績、畜産担保換価処分時のルールの有無について、換価処分の実績が「ある」と回答した4機関のうち、換価処分時のルールが「ある」と回答したのは2機関であった。バックアップスキームにより処分したG銀行は、「担保対象牛の一時飼養、処分に関する協定」による処分が4先、回収率70%であったと回答しており、事前にバックアップスキームを構築していたことで、高い回収率となったと思われる（表8）。

（表8）

畜産担保換価処分の実績の有無	ある 4機関	ない 7機関
畜産担保換価処分時のルールの有無	ある 2機関	ない 9機関
どのような方法で処分し、評価額に対して回収額はどの程度だったか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競売、買い手と売り手の交渉（A銀行）</li> <li>・家畜市場に販売、販売した牛の評価額を繰上償還（D農協）</li> <li>・家畜市場又は屠畜場での販売、その時の牛のコンディションにより価格は大きく変わる（K農協）</li> <li>・バックアップスキーム（担保対象牛の一時飼養、処分に関する協定）により処分（4先、回収率70%）（G銀行）</li> </ul>	

### ④ 経営正常化に向けた取組について

経営悪化等を把握した場合の指導等を強化する基準を定めている機関はD農協のみであった。

具体的には、毎年3月末を基準に経営階層区分を定め、階層区分の低い経営については、JAの経営課が中心となり、役場、普及センター、獣医と協議し、農家へ出向き指導している。

一方、経営悪化等を把握した場合の指導等を強化する基準がない場合の取組については、次のとおりであった。

A銀行	通常の経営指導
B信金	A B Lではないが、経営悪化した場合、融資限度の見直し等の基準がある
F銀行	案件ごとに対応
G銀行	関係者（飼料メーカー、パッカー、税理士、獣医師等）との連携
H信金	経営状況を把握しながらやっているの で貸しっぱなしにはしていない
I農協	畜産部署が融資部、審査部への情報提供により、関連部署が新たな資金対応又は条件緩和対応を協議し、畜産農家へ支援策を提案
K農協	特別指導組合員に指定し、四半期毎に実績点検し現況や今後の見通しについて協議し、理事、職員で構成された営農委員会にて報告し今後の対策を協議する
M農協	メイン行と連携し、対応を協議する

## （2）デフォルト実態調査

① 畜産経営の債務不履行（デフォルト）状況について、その要因を聞いたところ、体調不良、後継者不足、飼料代高騰等による経営悪化や繁殖成績の低下や管理不足といった技術不足等による経営不振が理由となっている（表9）。

(表9)

金融機関	発生年度、件数、金額	債務不履行の概要（要因）
D農協	令和4年度 2件、130百万円 (うち畜産ABL1件、2百万円) 令和3年度 1件、49百万円	体調不良1件 経営不振2件
G銀行	令和5年度 1件、20百万円	飼料代高騰等により経営悪化
J農協	令和6年度 5件 令和5年度 1件 令和4年度 1件 令和3年度 2件 令和2年度 1件	高齢（後継者不足） 経営不振 業種（野菜）変更
K農協	令和2年度 1件、67百万円 (うち畜産ABL1件、67百万円)	経営主のケガ（骨折）により、飼養管理や作業効率が低下し 経営が悪化
M農協	令和5年度 1件、27百万円 令和4年度 1件、13百万円	繁殖成績の低下 管理不足等により個体乳量が伸びなかった

② 債務不履行（デフォルト）事例（9事例）  
の内容について

ア 法人・個人の別

法人	3件	33.3%
個人	6件	66.7%

イ 畜産経営の形態

酪農	5件	55.6%
肉用牛	1件	11.1%
ホル育成	1件	11.1%
養豚	2件	22.2%

ウ 債権保全

1) 担保

担保を取っていた	9件
担保の種類	不動産・動産（1）、土地・共済（2）、土地・貯金・共済・牛（1）、土地・貯金・牛（1）、不動産（1）、不動産・肉用牛（1）、土地・居宅（2）

2) 保証人

保証人のみ	3件	33.3%
基金協会保証のみ	4件	44.5%
保証人と基金協会保証	2件	22.2%

エ 債務不履行（デフォルト）に至った理由

A銀行	・家畜の疾病等の発生の影響 ・過剰設備投資
D農協	・顧客（借入者）又は家族が病気（死亡）等になった ・顧客（借入者）の放漫経営
G銀行	・家畜の疾病等の発生の影響 ・畜産環境の変化（飼料高騰等）
K農協	・顧客（借入者）又は家族が病気（死亡）等になった ・災害被害の影響（雪害、牛舎倒壊） ・畜産環境の変化（飼料高騰等）
M農協	・家畜の疾病等の発生の影響 ・顧客（借入者）の放漫経営 ・畜産環境の変化（飼料高騰等）

問い合わせ先

（公社）中央畜産会 資金・経営対策部

担当：諏訪

TEL：03-6206-0833

FAX：03-5289-0890

## 2 畜産リノベ情報

# クイック融資メニュー（家畜疾病経営維持資金） について

（公社）中央畜産会 資金・経営対策部

### はじめに

高病原性鳥インフルエンザや豚熱などの家畜伝染病が発生すると、発生農場では原則としてすべての家畜の殺処分等が行われ、収入が途絶することによって畜産経営に重大な支障が生じることとなります。

このように、疾病発生直後に急激に悪化する資金繰りに対応するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下、「家伝法」という）に基づき、原則としてすべての発生農場に交付される手当金および特別手当金（以下、「手当金等」という）の交付見込み額を限度に、無利子・保証料免除で迅速に融通するクイック融資メニューを令和7年度に家畜疾病経営維持資金の経営再開資金に措置しました。

今回は1年目の融資動向やクイック融資メニューの特徴である迅速性を踏まえて、制度の概要と手続きについて畜産特別支援資金融通事業実施要綱（別添2家畜疾病経営維持資金融通事業）（以下、「要綱」という）および家畜疾病経営維持資金融通事業実施要領（以下、「実施要領」という）に規定されている内容を紹介します。

### クイック融資メニューの概要

#### （1）融通対象者

クイック融資メニューは、家伝法に基づき手当金等が交付されることを前提に限度額を定めて融資を行い、手当金等が交付された場合には一括償還することを条件としており、言い換えれば、手当金等が交付されるまでのつなぎ資金的な役割を担っています。

クイック融資メニューの融通対象者は対象疾病の発生により家畜等の殺処分を受けていることに加えて、償還財源となる手当金等が大きく減額される者を除外する必要があります。

このため、農林水産省消費・安全局動物衛生課長が、発生事例に係る対象家畜経営者について、次のアからウまでのいずれにも該当しないことが確認された場合には、その旨を発生事例を所管する都道府県に対し通知することとなっています。

なお、この通知は当該発生事例に係る防疫措置完了から3日後までに行うこととされています。

ア 対象家畜伝染病の発生に当たって飼養する家畜に明らかに異状が生じていたにもかかわらず出荷するなど、当該家畜伝染病のまん延につながる行動をとった疑いのある者

イ 対象家畜伝染病の発生時に当該家畜伝染病のまん延を防止するために都道府県

が講じた措置に対して協力しなかった疑いのある者

ウ 対象家畜伝染病の発生に当たって、都道府県に対する異常家畜の通報の遅延や飼養衛生管理基準の不遵守の疑いにより、手当金等の減額率が20%を超過することが見込まれる者

※ 対象疾病は、家伝法第2条第1項に規定する家畜伝染病（法定伝染病）のうち、牛疫、牛肺疫、口蹄疫、伝達性海綿状脳症（TSE）、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザが対象となります。

これらの疾病は、発生に伴い、家伝法の規定に基づき原則として発生農場で飼養する全ての家畜を殺処分しなければならないものであり、ヨーネ病や伝染性リンパ腫、ランピースキン病といった、原則として感染家畜のみが殺処分・自主淘汰となるものや殺処分が必須ではないものは対象ではありませんので、ご留意ください。

## （2）資金の用途

経営安定計画（2の（2）参照）に基づいて畜産経営の安定を図るのに必要な資金となっています。

クイック融資メニューは、対象疾病発生後に急激に悪化する資金繰りに対応するための資金ですので、計画に基づきこれに対応するために必要なものとし、用途の限定はされていません。

## （3）融資機関

クイック融資メニューを取り扱うことのできる融資機関は、農業協同組合や信用農業協同組合連合会のほか、銀行、信用金庫、信用協同組合等となっており、銀行等についても都道府県知事の指定は不要となっています。

なお、クイック融資メニューを取り扱う金

融機関については、中央畜産会と利子補給契約を締結する必要があります。この契約は、貸付実行までに締結しておくことが基本です。また、この契約は一度締結していただければ将来的に有効となりますので、具体的な案件が発生していない場合であっても迅速な融資実行に備え、あらかじめ契約しておくことも可能です。

## （4）貸付条件

### ア 貸付限度額

（ア）貸付限度額は「手当金等交付見込額」または「3億円（ただし、発生事例が複数ある場合には、3億円に発生事例数を乗じた額とする。）」のいずれか低い額となっています。

### （イ）手当金等交付見込額

手当金等交付見込額は、次により算定されます。

（手当金等交付見込額）＝（要綱別表1－2に定める単価（※））×（家伝法に基づく家畜の殺処分頭羽数）

※ 要綱別表1－2に定める単価（主なもの）

畜種等	単価（円／1頭羽）
肉用牛	552,532
乳用牛	296,822
繁殖豚（雌）	71,936
肥育豚	16,030
採卵鶏	839
肉養鶏	374

（ウ）クイック融資メニューの貸付限度額の算定に当たり用いる1頭羽当たりの単価は、令和2年度から令和6年度に交付した家畜伝染病に係る手当金等の平均評価実績額の80%としています。

（エ）クイック融資メニューは、手当金等が交付されることを前提としていることから、償還確実性を担保するため、融通対象者については手当金等が

20%以上減額されると見込まれる者を除くとともに、限度額算定に当たって使用する単価は手当金等の平均評価実績額の80%としているところです。

#### イ 償還期限および償還方法

償還期限は2年以内とし、償還方法は一括償還です。

ただし、手当金等の交付を受けた場合には、償還期限にかかわらず速やかに償還することが必要です。

なお、利子補給事業であるクイック融資メニューの融資期間の1年は貸付日から翌年の応当日の前日までとなります。(例えば、5月20日貸付実行の1年間は翌年の5月19日まで、2年間は翌々年の5月19日までになります。)

#### ウ 貸付利率

貸付利率は、無利子です。

#### エ 利子補給率

利子補給率は、貸付時の基準金利と同率となります。

※ 基準金利とは、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドラインに定める基準金利です。

### (5) 債権保全措置

ア クイック融資メニューの円滑な融通を確保する観点から、農業信用保証保険制度を活用することができます。

イ 農業信用基金協会が債務保証をする場合において、被保証者が負担する保証料を免除するため、農業信用基金協会(以下、「基金協会」という)に対し、当該保証料を補填するためのクイック融資メニュー保証交付金(以下、「保証交付金」という)を交付します。

## クイック融資メニューの借入手続き

### (1) 対象家畜伝染病の発生から融通対象者等への情報提供

ア クイック融資メニューの融通対象者である旨の通知

対象家畜伝染病が発生した場合には家伝法に基づく防疫措置が実施されますが、農林水産省消費・安全局動物衛生課長により当該発生事例に係る防疫措置完了時点で、当該発生事例についてクイック融資メニューの融通対象者から除外されないことが確認された場合には、当該発生事例に係る都道府県に通知することとなっています。

なお、この通知は防疫措置完了から3日後までとされています。

※ 除外される要件とは1の(1)アからウです。

イ 発生農家への伝達と関係機関との情報共有

農林水産省から当該発生事例についてクイック融資メニューの融通対象者の除外ケースに該当しない旨の連絡を受けた都道府県は、当該発生事例農家にクイック融資メニューが使える旨を伝えるとともに、融資機関や保証機関である基金協会に情報提供してもよいかを確認の上、情報共有を行います。

なお、都道府県から当該発生農家に連絡する際に、借入を希望するか否かの確認と併せてメインバンクを確認し、当該融資機関も同席してもらい、制度の説明や今後の進め方などを協議された例もあります。

### (2) 経営安定計画の作成からクイック融資メニューの貸出(図1)

ア 経営安定計画の作成・提出

クイック融資メニューの借入希望者

は、要綱別紙様式第1－3号の経営安定計画（別添1）を作成し融資機関に提出します。

※ 経営安定計画は、借入希望者が作成し都道府県知事の承認を受けるための計画です。記載内容は次のとおりです。

- 1 生産の状況
  - ア 経営規模、イ 労働力、ウ 主要品目
- 2 資金の必要性
  - ア 資金必要額の説明、イ 経営安定のための具体的取組、ウ 経営状況（疾病の発生状況、農業粗収益、農業所得、負債額）
- 3 資金借入内容
  - 借入計画額、借入希望日、借入希

望期間、融資機関名、償還方法（添付書類）

- ・借入金・リースの返済予定表、直近3カ年の決算書類
- ・家伝法第16条第1項に基づくと殺指示書の写し
- ・農業信用保証保険制度を活用する場合は、当該制度利用に必要な書類

イ 融資機関による審査と都道府県への提出

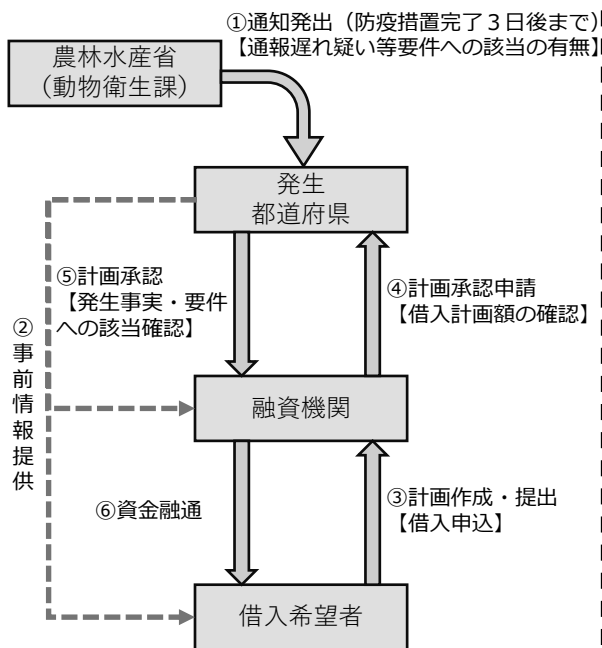
融資機関は、借入計画額が貸付限度額を超えていないことなど、当該経営安定計画の内容を検討の上、融資が可能と判断した場合には、都道府県知事に当該計画を提出します。

なお、この計画の提出はアの計画の提

（図1）家畜疾病経営維持資金（クイック融資メニュー）について

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の疾病発生直後に急激に悪化する資金繰りに対応するため、原則全ての発生農家に家畜伝染病予防法に基づき経営再開のために交付される手当金等の交付見込額を限度として、迅速な資金融通を可能とする支援メニューを措置。

貸付までの流れ



貸付条件

- 貸付対象者  
対象疾病（※1）の発生に伴い、飼養家畜の処分を行った者ただし、防疫措置完了時点で以下の疑いがある者を除く。  
①発生に当たって飼養する家畜に異状が生じていたにもかかわらず出荷するなど、まん延につながる行動をとった  
②発生時に都道府県のまん延防止措置に協力しなかった  
③発生に当たって都道府県に対する通報の遅延や飼養衛生管理基準の不遵守により、手当金等の減額率が20%を超過することが見込まれる
- 貸付限度額 以下ア・イのいずれか低い額  
ア 手当金等交付見込額（単価×処分頭羽数）（※2）  
イ 3億円（1発生事例当たり）
- 償還期限  
2年以内（一括償還）  
ただし、手当金等交付を受けた場合は速やかに償還
- 貸付利率 無利子
- その他 保証料免除

※1 口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ等  
※2 過去の手当金等交付時の評価実績額に0.8を乗じて殺処分1頭羽当たりの単価を別途算定した上で、当該単価に処分頭羽数を乗じて求める。  
（単価例：採卵鶏839円、肉用鶏374円、繁殖豚（雌）71,936円、肥育豚16,030円）

○処理期間の目安（③-⑥で最短で数週間から1か月程度）

(別添1)

別紙様式第1ー3号 (経営再開資金 (クイック融資メニュー) の場合)

経営安定計画

家畜疾病経営維持資金 (経営再開資金におけるクイック融資メニュー) の借入  
 が必要としますので、経営安定計画書を提出します。

殿  
 (金融機関名) 年 月 日

住所  
 法人名 (屋号)  
 代表者氏名

イ 労働力

1 生産の状況	常時従事の雇用者	名
ア 経営規模	パート・アルバイト	名
	(個人の場合)	名
	家族常時従事者	名

ウ 主要品目	営農類型	a ( ) a	棟	種類	頭・羽
	採草放牧地(うち借地)	m			
	施設面積				
	農業				
	常時飼養家畜				

品目	
生産規模	(頭、千羽、尾)
出荷量	(t、頭)
販売額	(千円)

2 資金の必要性

ア 具体的な資金必要額の説明	
資金必要額	(千円)

資金必要額の説明	(記載内容) 資金が必要な理由及び必要額を具体的に記入して下さい。
イ 経営安定のための具体的取組	(記載内容) 経営安定のための具体的取組、収支の増加、支出の削減の見込み額及び収入保険等のセーフティネットの加入状況等を記入して下さい。
ウ 経営状況	対象家畜伝染病の発生状況 発生した家畜伝染病の名称： 発生日： 年 月 日 (国内 事例目) 法に基づく家畜等の処分頭羽数：畜種 ( ) 頭羽数 ( )
	通常年 ( 年 月期) ( 年 月期) 直近 ( 年 月期)
農業粗収益 (売上高)	千円
農業所得 (純利益)	千円
負債額	千円

3 資金借入内容

借入計画額	千円	借入希望日	年 月 日
借入希望期間			
融資機関名			
償還方法	一括償還		

(添付書類)  
 ・借入金・リースの返済予定表、直近3年分の決算書類 (個人の場合は、青色 (白色) 申告書、貸借対照表、損益計算書、所得 (損失) 計算明細書) の写し  
 ・家畜伝染予防法 (昭和26年法律第166号) 第16条第1項に基づくと殺指し書の写し  
 ・農業保証保険制度を活用する場合は、当該制度利用に必要な書類

出を受けてから5業務日程度を目安としています。

#### ウ 都道府県による経営安定計画の審査・承認

(ア) 都道府県知事は、融資機関から経営安定計画が提出されたときは次に掲げる事項等を審査します。

- ・借入計画額が貸付限度額以内であること
- ・対象家畜伝染病が発生し、防疫措置が実施された事実があること
- ・融資対象者から除外される要件のいずれにも該当しないこと

※ 除外される要件とは1の(1)アからウです。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の審査の結果、妥当と認められる場合は、経営安定計画の承認を行い、融資機関に通知するとともに、中央畜産会会長(以下、「会長」という)に報告します。

なお、この承認はイの融資機関からの提出を受けてから3業務日程度を目安としています。

#### エ 融資機関による貸付実行

融資機関は、都道府県知事から経営安定計画を承認した旨の通知を受けた場合は、承認を受けた経営安定計画に係る借入希望者に対して速やかに資金を融通します。

### (3) 融資機関による貸付実行と利子補給金交付の手続き

#### ア 貸付実行報告書等の提出

(ア) 融資機関は、クイック融資メニューの貸付けについて、クイック融資メニューに適合する旨の都道府県知事の確認を受けた後、借入者、貸付額、貸付利率、償還予定日、利子補給金の予定額等を内容とするクイック融資メニュー貸付実行報告書を中央畜産会に

貸付実行月の翌月末までに提出します。

(イ) また、融資機関は、クイック融資メニュー貸付実行報告書に異動が生じた場合には、クイック融資メニュー異動報告書を、速やかに中央畜産会に提出します。

なお、当該貸付案件が、基金協会の債務保証引受案件である場合には、当該異動報告内容を速やかに基金協会に通知するものとします。

#### イ 利子補給額等の通知

(ア) 中央畜産会は、クイック融資メニュー貸付実行報告書に基づいた利子補給金交付予定額等を内容とするクイック融資メニュー利子補給額等計算書により都道府県および信農連等ならびに融資機関に通知します。

(イ) また、中央畜産会は、クイック融資メニュー異動報告書の提出があった場合には、同報告書により利子補給額等を修正して、クイック融資メニュー異動修正計算書により、都道府県および信農連等ならびに融資機関に通知します。

#### ウ 利子補給金の請求

(ア) 利子補給金の交付を受けようとする融資機関は、中央畜産会から送付されたクイック融資メニュー利子補給額等計算書またはクイック融資メニュー異動修正計算書に基づきクイック融資メニュー利子補給金請求書を作成し、都道府県知事の承認後、中央畜産会に対し提出します。

(イ) 令和7年4月1日以降のクイック融資メニューの貸付けに係るクイック融資メニュー利子補給金請求書の提出期限は、実施要領第5の2の(7)のイで定めています(別添2)。

(別添2)

(実施要領第5の2の(7)のイで定める利子補給金請求書の提出期限)

区 分	利子補給金請求書の提出期限	
	初年度分	第2年度分
令和7年4月1日から令和7年9月30日までの間の貸付けに係るもの	令和8年11月末日	令和9年11月末日
令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間の貸付けに係るもの	令和9年5月末日	令和10年5月末日

区 分	利子補給金請求書の提出期限	
	初年度分	第2年度分
令和8年4月1日から令和8年9月30日までの間の貸付けに係るもの	令和9年11月末日	令和10年11月末日
令和8年10月1日から令和9年3月31日までの間の貸付けに係るもの	令和10年5月末日	令和11年5月末日

**(4) 貸付時・貸付後の留意事項**

- ア クイック融資メニューの借入者は、本資金借入後、遅滞なく手当金等の交付申請を行うよう努めるものとします。
- イ 発生都道府県は、クイック融資メニュー借入者に対して手当金等の交付申請手続の支援を行うなど、資金の確実な償還のために必要な指導・助言を行うよう努めてください。
- ウ なお、手当金等の交付があった場合にはクイック融資メニューを遅滞なく返還する必要がありますので、手当金等の入金口座とクイック融資メニューの入金口座を同一にして入出金を管理するとともに、貸付先と手当金等の交付情報の共有や一括償還を約束する念書の締結等も考えられるところであり、工夫をお願いします。

**クイック融資メニュー保証交付金**

クイック融資メニューの貸付において、農業信用保証保険制度を活用する場合は、被保証者が負担する保証料を免除するため、基金協会に対し、保証交付金を交付します。

**(1) 債務保証の対象資金**

融資機関が債務保証の被保証者に貸し付けるクイック融資メニューによる資金です。

**(2) 保証料免除に係る補填の条件**

- ア 補填の対象となる保証料率の上限  
補填の対象となる保証料率の上限は、各基金協会が定める保証料率とします。
- イ 保証料免除の期間  
補填の対象となる保証料免除の期間は、(1)の対象資金の償還期間とし、2年間を上限とします。

### (3) 保証交付金交付の手続き

ア クイック融資メニュー保証交付金事業に係る債務保証の保証料免除に伴い、保証交付金の交付を受けようとする基金協会は、あらかじめクイック融資メニュー保証交付金の交付に関する契約締結申込書にクイック融資メニュー保証交付金の交付に関する契約書を2部添えて会長に提出し、交付契約を締結します。

なお、当面、債務保証の引き受けが予定されていない場合でも、迅速性を確保する観点から事前に契約を締結しておくことも可能です。

イ 基金協会は、クイック融資メニュー借入者に対し債務保証した場合には、クイック融資メニュー債務保証引受状況報告書に關係書類を添付して、会長に提出します。

また、繰上償還等により提出した報告書に変更が生じた場合には、速やかにクイック融資メニュー債務保証状況等異動報告書に關係書類を添付して、会長に提出します。

なお、關係書類は、保証料率が分かる資料や返済計画表などです。

ウ 会長は、クイック融資メニュー債務保証引受状況報告書またはクイック融資メニュー債務保証状況等異動報告書に基づき、クイック融資メニュー保証交付金償還計画額・交付金額計算書またはクイック融資メニュー保証交付金償還計画額・交付金額異動修正計算書を作成し、基金協会に通知します。

エ 基金協会は、毎年度、クイック融資メニュー保証交付金請求書を会長が定める期日までに提出してください。(クイック融資メニューの保証交付金の請求事務について(令和8年3月31日付け7年度発中畜第5671号。会長通知)では、

保証交付金算定期間(4月1日から翌年の3月31日まで)における保証料免除額について、翌年度の5月末日までに提出していただくことを定めています。)

オ 請求することができる保証交付金の額は、基金協会の債務保証残高に各基金協会が定める保証料率を乗じて算定した額を限度とします。

カ 中央畜産会は、保証交付金の請求があった場合には、当該基金協会に対し保証交付金を交付します。

#### 迅速な貸付け確保に向けて

これまでの実績を踏まえた場合、より迅速な貸付けを確保するためには、経営改善計画の作成、融資機関の審査がポイントとなります。貸付対象者となる畜産経営者さんと融資機関(メインバンク)との関係強化が重要となります。

畜産経営者の皆さまには、万一クイック融資メニューを利用する状況に至った場合にも的確に対応できるよう、日頃から、経営実績を数値で把握できるようにしていただくとともに、取引金融機関(メインバンク)と、定期的に経営状況を共有することが重要となります。

これはクイック融資メニューに限ったものではありません。融資機関との情報共有は、経営に関する相談や新たな投資に向けた相談がスムーズに進むというメリットがあります。

#### おわりに

現在、家伝法の一部改正が国会で審議されており、その改正内容には、豚熱の取り扱いが含まれていますので、国会審議の状況や一部改正に伴う要綱等の改正についてもご注意ください。

### 3 農畜産業振興機構からのお知らせ

## 各種交付金単価の公表について

### 1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和8年1・2・3月分〕

令和8年1・2・3月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価（確定値）を表1および表2のとおり公表しました。

また、令和8年1・2・3月に販売された交付対象牛に適用する同要綱第4の8の精算払いの額については、表1の確定値により算出された交付金の額と概算払の額との差額となります。

（表1）肉専用種の交付金単価（概算払および確定値）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和8年1月 確定値(概算払)※1	令和8年2月 確定値(概算払)※1	令和8年3月 確定値		令和8年1月 確定値(概算払)※1	令和8年2月 確定値(概算払)※1	令和8年3月 確定値
北海道	26,382.6円 (19,200.8円)	—	—	新潟県	—	—	—
青森県	5,760.9円	—	—	富山県	—	—	—
岩手県	—	—	—	石川県※2	—	—	—
宮城県	—	—	—	福井県	—	—	—
秋田県	—	—	—	岐阜県	—	—	—
山形県	—	—	—	愛知県	—	—	—
福島県	6,352.2円	—	—	三重県	—	—	—
茨城県	—	—	—	滋賀県	—	—	—
栃木県	—	—	—	京都府	—	—	—
群馬県	15,681.6円 (8,499.8円)	—	—	大阪府	—	—	—
埼玉県	—	—	—	兵庫県※2	—	—	—
千葉県	—	—	—	奈良県	—	—	—
東京都	—	—	—	和歌山県	—	—	—
神奈川県	—	—	—	鳥取県	—	—	—
山梨県	14,660.1円 (7,478.3円)	—	—	島根県	—	—	—
長野県	—	—	—	岡山県	—	—	—
静岡県	—	—	—	広島県	—	—	—

（つづく）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和8年1月 確定値(概算払) <sup>※1</sup>	令和8年2月 確定値(概算払) <sup>※1</sup>	令和8年3月 確定値		令和8年1月 確定値(概算払) <sup>※1</sup>	令和8年2月 確定値(概算払) <sup>※1</sup>	令和8年3月 確定値
山口県	—	—	—	長崎県	—	—	—
徳島県	—	—	—	熊本県	—	—	—
香川県	—	—	—	大分県	—	—	—
愛媛県	—	—	—	宮崎県	—	—	—
高知県	—	—	—	鹿児島県	—	—	—
福岡県	—	—	—	沖縄県	—	—	—
佐賀県	—	—	—				

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価

	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和8年1月確定値(概算払) <sup>※1</sup>	令和8年2月確定値(概算払) <sup>※1</sup>	令和8年3月確定値
交雑種	—円(—円)	—円(—円)	—円
乳用種	37,195.2円(30,364.4円)	30,357.9円(23,975.3円)	28,743.3円

※1 表中の令和8年1月及び2月の肉用牛1頭当たりの標準的生産費及び肉用牛1頭当たりの交付金単価は、上段に確定値、下段( )内に概算払時の公表値を表示しています。

・肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)：

配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の支払がないものとして算出した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(見込み)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額から7,000円を控除した額

・肉用牛1頭当たりの交付金単価(確定値)：

労務費の直近の動向の反映に加え、当該制度における価格差補填の支払があった場合、その額を反映した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(確定値)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額

※2 ※2を付した県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、1月分は石川県、兵庫県、2月分は兵庫県、3月分は石川県、兵庫県において、単独で標準的販売価格の算定を行っています。

## 2. 肉豚経営安定交付金(豚マルキン)〔令和7年度第1～4四半期〕

令和7年4月から令和8年3月までの算出期間(令和7年度第1～4四半期)における、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の(1)の規定により算出した標準的販売価格および同(2)の規定により算出した標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を下回らなかったことから、その交付はありません。

(表3) 肉豚経営安定交付金単価

算出期間	令和7年4月から令和8年3月まで
肉豚1頭当たりの標準的販売価格	45,648円/頭
肉豚1頭当たりの標準的生産費	44,219円/頭
肉豚1頭当たりの交付金単価 <sup>※</sup>	—(交付なし)

※ 肉豚1頭当たりの交付金単価は、肉豚1頭当たりの標準的生産費と肉豚1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額です。